

「スタートアップとの事業連携に関する指針」(案) に対する意見の概要とこれに対する考え方

原案該当箇所	意見の要約	考え方
指針の名称等	「スタートアップとの事業連携に関する指針」という名称からすると、連携事業者に対する規制のように読めるものの、指針本体の中には、スタートアップに対する注意喚起等も多く含まれており、「指針」という語を用いるのをやめるべきである。代わりに「中小規模のスタートアップが事業連携を行うにあたっての留意点」という用語又は「中小規模のスタートアップが事業連携を行うにあたってのガイドブック」という用語を提案したい。また、いわゆるユニコーンと呼ばれる企業もスタートアップの一種であるところ、十分な法務的知見、交渉力等を有しており、あえて本指針によって公取委による後見的な保護をする必要性はなく、ユニコーンを対象から排除することを明示すべく、「中小規模の」という表現を追加した。 (個人)	本指針は、独占禁止法上の考え方、独占禁止法上問題となり得る事例といった法運用の予見可能性に加え、問題の背景、解決の方向性という望ましい契約の在り方についても併せて示すなど、スタートアップとの事業連携が効果的に行われることを目的としたものであり、スタートアップと連携事業者の留意点やガイドブックにとどまるものではないことから、指針としています。 スタートアップの企業規模の大小により、法務体制や連携事業者との交渉力に差があるとは十分に考えられるものの、スタートアップと連携事業者との交渉においては、スタートアップの企業規模だけではなく、個別の取引状況におけるスタートアップと連携事業者との間の相対的な関係も重要であると考えられるため、スタートアップの企業規模が大きいことのみをもって本指針の対象外とすることは困難です。
全体	コロナ禍において DX を加速させていくなか、日本経済の成長の原動力としてスタートアップの活躍は決定的に重要である。しかし、我が国のオープンイノベーションはまだ発展途上にあり、各企業でこうした試行錯誤を積極的に繰り返していくことが重要である。一部の企業ではスタートアップコミュニティとの間で持続的なエコシステムを形成しており、そうしたベストプラクティスが広く共有されることなどを通じて、我が国のオープンイノベーションも成熟していくものと認識している。スタートアップが活躍できる環境整備していくため、国としても規制改革・オープンデータ整備・公共調達の改革、などスタートアップ支援の総合的な政策パッケージの推進が必要である。オープンイノベーションの推進もその観点で重要と言える。オープンイ	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	ノベーションはあくまでも民間企業同士の自発的な協業であることから、本ガイドラインを含め、過度な介入により却って健全なオープンイノベーションのエコシステムの発展を阻害するようなことのないような政策の立案・運用が必要である。 (団体)	
全体	オープンイノベーションにおける様々な形があり、各企業でも試行錯誤がなされているところ、一律に類型化することが馴染みにくい点もあるものと思われるため、独占禁止法の適用に当たっては、こうした点を踏まえながら、慎重に問題の所在や対応のあり方を考える必要がある。個別の事案ごとの実態把握が重要になるのはもちろんだが、ガイドラインについても、過度な介入を想起させ、オープンイノベーションの機運が却って低下しないよう、丁寧な記載が必要と思われる。 (団体)	本指針は、事業連携によるオープンイノベーションを成功させるために、スタートアップと連携事業者の間での望ましい契約の在り方等を示したものであり、本指針に基づく独占禁止法の運用に関する御指摘については、今後の参考にさせていただきます。
全体	本ガイドライン（案）でも、問題の所在について、①スタートアップ側の法的リテラシーの不足、②オープンイノベーションに関するリテラシーの不足、③対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習の存在、の3つの観点から整理を図っているものの、ガイドラインの設例において、独禁法で対処すべき問題として③が強調されているようにも捉えられる。公正取引委員会が実施した「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」で取り上げられているような大企業・出資者・経済団体の意見も併記するなど、多面的な実態把握を踏まえた丁寧な記載があってもよいのではないか。 (団体)	本指針は、スタートアップと連携事業者との間で効果的な事業連携を進めるに当たって、独占禁止法上の考え方や望ましい契約の在り方等、現時点において必要と考えられる事項を簡明に取りまとめる目的のものであるため、大企業等に限らずスタートアップの意見も記載していません。
全体	独占禁止法上問題となり得るケースの説明にあたっては、あくまで	事例は、あくまで独占禁止法上問題となり得る事例であり、具体的な行為が

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	「問題になり得る」にすぎず、必ず「なる」わけではないことが明確に伝わるよう、記載上の配慮が必要と考える。 また、本指針はスタートアップと連携事業者との合理的かつ公正な利害調整の結果としてのリスク・リターン分配の合意を否定するものではないと考えられるところ、そのような合意の形は技術分野や市場の状況、各当事者の状況により千差万別であるので、「原則として問題とならない事例」を挙げる際にも、あくまでも例示であって、他の選択肢を排除するものでないことを明確にすべきと考える。 (事業者)	問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることとなります。したがって、「必ず『なる』」との御懸念は当たらないものと考えます。 頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれうるキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」
全体	本指針においては、スタートアップの定義が「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」からの引用で定義されており、指針として制定するのであれば、その定義という重要事項については、指針本文において明確に記載してほしい。大企業についての定義も同様である。また、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に定義されているスタートアップであれば、例えば、大企業の子会社であったり、ベンチャーキャピタルやコーポレートベンチャーキャピタルから資金的、人的支援を受けており、十分な契約交渉力や法的リテラシーがある企業も含まれることになるため、本来保護されるべきスタートアップ（例えば、小規模スタートアップなど）を対象として限定的に定義されるべきである。 (団体)	本指針では、主として公正取引委員会による実態調査の対象となったスタートアップを念頭に置いているところ、当該実態調査では、「スタートアップについて、成長産業領域において事業活動を行う事業者のうち、①創業 10 年程度であること、②未上場企業であることと定義している。」ため、御指摘を踏まえ、本指針にも同様に追記します。 連携事業者の定義は、スタートアップと事業連携を目的とする事業者としており、大企業に限られません。 スタートアップの企業規模の大小により、法務体制や連携事業者との交渉力に差があるとは十分に考えられるものの、スタートアップと連携事業者との交渉においては、スタートアップの企業規模だけではなく、個別の取引状況

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
		におけるスタートアップと連携事業者との間の相対的な関係も重要であると考えられるため、スタートアップの企業規模が大きいことのみをもって本指針の対象外とすることは困難です。
全体	本指針案では、「スタートアップ」の定義が示されておらず、「連携事業者」の定義も不明確である。明確性を確保し、本指針を活用しやすいものとするべく、全体的にこれらの定義を明確化すべきである。 なお、その際には、外国事業者も同定義に含まれることを明らかにされたい。 (団体)	本指針では、主として公正取引委員会による実態調査の対象となったスタートアップを念頭に置いているところ、当該実態調査では、「スタートアップについて、成長産業領域において事業活動を行う事業者のうち、①創業10年程度であること、②未上場企業であることと定義している。」ため、御指摘を踏まえ、本指針にも同様に追記します。 連携事業者の定義は、スタートアップと事業連携を目的とする事業者としています。 独占禁止法が適用される場合には、国内事業者だけでなく外国事業者も対象となるところ、御指摘を踏まえ、「スタートアップ及び連携事業者には、外国事業者が含まれ、…」と追記します。
全体	スタートアップへの出資は一般的な出資に比して投資回収リスクの高い取引であり、スタートアップに出資する目的はキャピタルゲインでなく事業シナジーが主である場合もある。 従って、出資というリスクに見合うリターン（事業連携に関する条件）を求めることは正常な商慣習として認められるべきである。本指針の運用による優越的地位の濫用該当性の判断においては、出資者でない取引先等との事業連携と同列に扱われることがないよう考慮がなされる、すなわち出資と出資に伴う事業連携を切り離して個別に評価するのではなく、一連の行為として評価されるものと考えてよいか。 (団体)	具体的な行為が優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断することとなり、出資を伴う事業連携と出資を伴わない事業連携を同列に扱うか否かについて、一概にお答えすることはできませんが、公正取引委員会による実態調査報告書では、「出資条件は、あくまで事業計画等を踏まえ、リスクとリターンの兼ね合いにより適切に設定されることが必要」との考え方を示しており、出資というリスクに見合うリターンを求めること自体を否定していません。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
全体	大企業のみならず、スタートアップにおいてこそ、法的リテラシー（外部弁護士との連携強化、社内法務部門の強化を含む）の向上が喫緊の課題であることを周知してほしい。 （団体）	御指摘については、今後の周知活動の参考にさせていただきます。
全体（独占禁止法上の考え方）	本指針ではどのような場合に「優越的地位」にあるかの判断基準は示されていない。優越的地位にあるかの判断は従来の公正取引委員会『優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方』によると理解しているが、優越的地位にあることの判断基準を本指針内に記載した方が、一覧性のあるより有用なものとなる。 （団体）	御指摘のとおり、「優越的地位の判断基準」については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に記載のとおりですが、本指針は、スタートアップと連携事業者との間で効果的な事業連携を進めるに当たって、独占禁止法上の考え方や望ましい契約の在り方等、現時点において必要と考えられる事項を簡明に取りまとめる目的のものであるため、原案のとおりとします。なお、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」は、本指針の「第3 参考情報」に本指針に関連するガイドラインとして記載しています。
全体（独占禁止法上の考え方）	スタートアップが事業連携相手（大企業）への取引依存度が瞬間的に高くなるのは必然であり、今後、依存度を下げていく過程にあるに過ぎないと捉えることもできる。そこで、どのような時点を基準に、優越的地位にあるか、あるいは濫用行為が行われたのかについての判断を行うのか明確化すべきである。 （団体）	優越的地位の判断基準については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」に記載のとおりであり、優越的地位にあるか否かの判断に当たっては、スタートアップの連携事業者に対する取引依存度のみならず、連携事業者の市場における地位、スタートアップにとっての取引先変更の可能性、その他連携事業者と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されます。また、一般的には、不利益行為をしたときに優越的地位にあったか否かが判断されると考えられます。
全体（独占禁止法上の考え方）	2頁の注釈5に、優越的地位の濫用等として問題になるかは個別の事案ごとに判断される旨の記載があるが、注釈ではなく本文にこのような趣旨を明記すべきである。 （団体）	本指針は、スタートアップと連携事業者との間で効果的な事業連携を進めるに当たって、独占禁止法上の考え方や望ましい契約の在り方等、現時点において必要と考えられる事項を簡明に取りまとめる目的のものであるため、原案のとおりとします。
全体（独占禁止法上問題となり得	全体的に独占禁止法上問題となる事例が掲載されているが、事業者の予測可能性確保という観点からは、独占禁止法上許容される事例についても記載すべきである。	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。また、独占禁止法上の考え方においては、公正競争阻害性をはじめとする問題となり得る場合の要件を示すと

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
る事例)	(団体)	もに、問題とならない場合の「正当な理由」の例を示すなどにより、予見可能性の確保を図っています。
全体（独占 禁止法上問題 となり得る 事例)	独占禁止法上の問題となる恐れがある事例や考え方を示すだけでは、事業連携に対して委縮するばかりである。独占禁止法上問題が無い事例や考え方についても同様に本指針に盛り込んでほしい。 (事業者)	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。また、独占禁止法上の考え方においては、公正競争阻害性をはじめとする問題となり得る場合の要件を示すとともに、問題とならない場合の「正当な理由」の例を示すなどにより、予見可能性の確保を図っています。
全体（優越 的地位の濫 用として問 題となり得 る事例、排 他条件付取 引又は拘束 条件付取引 として問題 となり得る 事例、拘束 条件付取引 として問題 となり得る 事例)	事例の「主語」がスタートアップとなっているが、連携事業者側を「主語」とした事例も掲載すべきである。スタートアップと新規に関係を構築する場合、外から知ることが困難なスタートアップ側の事情を調査する義務を連携事業者側に実質的に負担させることにならないかも考慮すべきではないか。また、「優越的地位の濫用として問題となり得る事例」について、「優越的地位の濫用への該当性を検討すべき事例」などと表現を工夫すべきではないか。さらに、いくつかの事例（例えば、事例 4、事例 5、事例 14、事例 16 から事例 18、事例 20、事例 23 から事例 25、事例 27 から事例 29、事例 36、事例 38 から事例 40）について、個別具体的な事情も追記した、より問題となる可能性が高いと考えられる事例を列挙することが望ましいのではないかな。 (団体)	事例は、スタートアップに対する実態調査に基づいて記載しているため、スタートアップが主語となっていますが、独占禁止法上の考え方は、連携事業者が主語となっています。御指摘の事例は、連携事業者に御指摘のような調査を求める趣旨ではありません。 事例は、あくまで独占禁止法上問題となり得る事例であり、具体的な行為が優越的地位の濫用等として問題となるかどうかは、独占禁止法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることとなります。
全体（②問 題の背景及 び解決の方	本指針は、スタートアップの法的リテラシーの不足を前提とした記載となっている。スタートアップが備えるべき法的リテラシーとは何か、どのようにすれば法的リテラシーの向上が図られるのかななどの観	スタートアップが継続的に知財・契約のリテラシーや対応ノウハウの向上を図るために、連携事業者が当然とるであろう交渉スタンスを理解した上で、自社の要求を摺り合わせるような契約条件の交渉をする作法を身につけるた

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
向性の整理)	点からの言及も必要と考える。また、スタートアップとの事業連携に当たっては、前提として、まずは民法その他の法令との関係においてどのように考えられるかについて言及すべきである。規制当局が過剰に関与するような指針の内容とならないことが望まれる。 (団体)	めに専門家にアドバイスを求めたり、本指針第3の項に記載した各種ガイドラインやモデル契約書を参照するなど取り組むことが望ましいと考えます。そのために政府としましては、作成した各種ガイドライン・モデル契約書の周知活動及び啓発活動を継続的に実施して参ります。
全体(②解決の方向性)	「解決の方向性」として提案されている部分には、スタートアップ企業を手厚く保護しようとするあまり、その負担を大企業である事業連携者側のみに一方的に押しつけるような内容が散見される。この「指針」が公正取引委員会および経済産業省の名の下に公表されることで独り歩きしてしまい、あたかも提案されているアレンジメントのみが唯一正しいものであるかのごとく誤解されたり、経験に乏しいスタートアップをミスリードしてしまい、結果として連携のための交渉が硬直化してしまったり、大企業側を委縮させてしまう可能性が危惧される。このような「指針」を公表される際には、あらためてスタートアップと連携事業者の利害にバランスをとるとともに、更に多様なアレンジメントを許容する柔軟な内容にさせていただくことを強く求める。経済産業省におかれては、問題が発生してしまう土壌を改善する施策を行政主導で検討のうえ積極的に実行していくことを望みたい。 (団体)	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
全体(②解決の方向性)	本指針で示された解決の方向性(具体的な対応策)は、実質的にスタートアップの事情ばかりを考慮したものとなっている。本指針が日本におけるオープンイノベーションの促進を目的とするのであれば、もっとスタートアップと連携事業者の双方にバランスを取った内容を検討すべきと考える。本指針で示されたような対応策を取らなければ、場合によっては独占禁止法上の問題(優越的地位の濫用や不公正	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
	な取引方法等）になる恐れがあるのかと不安を抱き、スタートアップとの連携に躊躇する会社も出てくるのではないだろうか。また、逆にスタートアップ側が、経済産業省と公正取引委員会のお墨付きを得た対応策であるとして、その条件変更を認めない結果、交渉がまとまらず契約締結に至らないケースも多発すると考えられる。日本の連携事業者の多くは、独占禁止法違反という社会的汚名を着せられることに非常にナーバスであり、本指針をそのまま公表した場合、スタートアップとの協業を敬遠する雰囲気が業界全体に醸成され、日本におけるオープンイノベーションの停滞につながりかねないとする。問題を本質的に解決するためには、潜在的に優れた技術を有するスタートアップを早期に抽出して国レベルで資金援助のサポートを行う等の仕組みをもっと強化することが重要なものであり、負担をオープンイノベーションのもう一方の担い手である連携事業者側に押し付けるようなことはすべきではないし、本指針がそれを後押しするようなことがあってはならない。従って、構成を含め全体を見直し、もっとスタートアップと連携事業者の双方にバランスを取った内容となるよう修正を行っていただきたい。 （事業者）	政策検討の参考にさせていただきます。
全体（②解決の方向性）	本指針で例示されている事項（特に各種モデル契約書）はあくまで例示であり、例えばモデル契約書を利用しないことが独占禁止法違反に繋がるなどという誤解が生まれないよう明確化してほしい。 （団体）	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現

原案該当箇所	意見の要約	考え方
		実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると思われる。」
全体（②解決の方向性）	スタートアップは社内に弁護士を抱えることが難しく、大企業との交渉において、法律面で対等な立場を守ることは至難の業である。また、大企業にビジネスモデルやシステムが盗用されても、スタートアップの限られたリソースでは対応することが難しい。そのため、経産省には、早急にスタートアップの権利を守るためのモデル規定の整備に注力してほしい。 （個人）	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第1の1	規制によってエコシステムを生むことができると考えた理由を、他国との比較を踏まえた EBPM の観点から、本指針を策定することの合理性について説得的に立証してほしい。このような指針を作るよりも、どうしてシリコンバレーや中国の深圳のようなエコシステムが日本にできないのかを考えて、必要な産業政策を行う方がよいのではないか。 （個人）	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第1の1	本件のような指針は、その企図に反し、契約交渉で一方の当事者が「指針で推奨されているものである」ことを理由に、個別の条項例の採用を硬直的に求めてくる事態となることが見受けられる。そのため、「実際の事業連携に当たっては、本指針の考え方を参考にしつつも、掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、望ましい理想的な解を指向しつつ、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案した上で現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが、事業連携の実現には肝要であると考えられる。」といった趣旨の文章を冒頭に明記されたい。	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すものである。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると思われる。」

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(団体)	
第1の1	1頁の「1 本指針の必要性」において、名称が「指針」であるにもかかわらず、「本ガイドライン」と記載しているため「本指針」に修正すべき。 (個人)	御指摘を踏まえ、「本指針」に修正します。
第1の1 (脚注1)	知財・法務部等が脆弱であるのは、スタートアップが経営資源をどこに割くかという判断によるものであり、そのようなスタートアップを国が保護することは、スタートアップと名乗る限り国が保護してくれるという「甘え」を生みかねない。このようなスタートアップが海外に進出しようとするれば、法務機能が弱く、かつ海外の競争当局が同様の保護を日本のスタートアップに対して行う期待は低いため、結局日本で強いガラパゴスのスタートアップ企業を生み出すだけになるのではないかと懸念している。 (個人)	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1 (2) ア① 独占禁止法上の考え方	営業秘密の無償開示を要請したと誤解されたり、後日トラブルにならないよう、連携事業者としてどのような工夫できるかといった連携事業者側の視点での記載も行うべきである。例えば、連携事業者がスタートアップに一般的な情報開示を求める際、NDAを締結していない段階では営業秘密を開示する必要はない旨を伝えていた場合には、結果としてスタートアップ側が取引を期待して営業秘密を開示したとしても、自主的な開示といえ、通常、優越的地位を濫用し営業秘密の無償開示を要請したとはいえない、といった記載を行うことも一案ではないか。 (団体)	御指摘のような「自主的な開示」は、ここでの「営業秘密の開示」に当たるとは想定しておらず、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害すること等）が生じることが前提となり、その旨は、本指針（案）の脚注12に記載しています。
第2の1	「独占禁止法上の考え方」において、「取引上の地位がスタートアップ	「解決の方向性」で示しているとおり、双方が秘密情報の社内管理を厳格化

原案該当箇所	意見の要約	考え方
(2) ア① 独占禁止法上の考え方	に優越している連携事業者が、営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに」とあるが、連携事業者からは、何がスタートアップの「営業秘密」なのか（何が実際に秘密として管理されているのか）わからない。また、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいので、「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、<u>スタートアップの営業秘密であることを知りながら、営業秘密が事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの支払に反映されているなどの正当な理由がないのに</u>、取引の相手方であるスタートアップに対し、NDA を締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合であって、当該スタートアップが、事業連携を打ち切られるなどの今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	し、お互いが開示しようとする秘密情報の使用目的・対象・範囲について共通認識を持つことが重要です。その中で、何が営業秘密であるかについても、相互に特定すべきものと考えられます。なお、連携事業者がスタートアップの営業秘密であることを知らなかったことをもって、連携事業者が、スタートアップに対し、NDA を締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請することが、必ずしも正当化されるものではありません。 「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該営業秘密に係る支払以外の支払」に修正します。
第2の1 (2) ア、イ、ウ②問題の背景及び解決の方向性の整理、第2の2(1)概要	当該問題の背景はスタートアップに限らず連携事業者であっても該当する問題であり、当事者の一方のみに過剰な規制や保護をすべきではない。あたかも連携事業者側に対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進する上で望ましくない慣習が存在するかのような記載となっており、一般的な実務対応と異なり誤解を招くような記載は改めていただきたい。 (団体)	スタートアップと連携事業者双方が、オープンイノベーションにおいて共有されるべき「価値軸」や知財・法務のスタンスを意識した上で、相互に価値を高めることを目指す交渉を行う姿勢が重要であり、その姿勢を意識した連携の継続こそがイノベーションによる我が国の競争力を更に向上させることに繋がると考えます。そしてこの指針によって「価値軸」を基にしたオープンイノベーションを推進するものです。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1(2)	「対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進するうえ	脚注13に記載のとおり、「資金調達に向けたレピュテーション向上策として

原案該当箇所	意見の要約	考え方
②問題の背景及び解決の方向性の整理	で望ましくない慣習の存在」については、おおむねスタートアップ側ではなく連携事業者側の慣習によるものが多いことから、「i スタートアップ側の法的リテラシー不足」の表記と同様に「連携事業者側における対等な立場を前提としたオープンイノベーションを推進するうえで望ましくない慣習の存在」等、留意すべきものの立場を明示するべきであると考えます。 (弁護士)	連携事例を希求する」「契約違反を行われたとしても訴訟に耐える資本を有しない」等、多くのスタートアップが抱える弱みを認識した上で、連携事業者が法令・契約に違反するケースや過度な権利主張を行うケースが該当すると考えられます。
第2の1(2) ②問題の背景及び解決の方向性の整理	契約締結時における秘密の特定が難しい場合も多いため、NDA 締結後の運用において、秘密の明示が求められる場合には必ず明示する、会議等において口頭で開示する可能性が高い場合には、議事録のひな形において同日に開示した内容を秘密にする旨を記載しておき、それに同日の議事を記載するように運用を徹底するなど、運用面でのフォローアップにも言及されたい。 (弁護士)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P5 脚注 14 に記載 「秘密保持における情報管理の運用に関しては以下の文献等を参照。 ・モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】：P8【コラム】「秘密である旨を明示」することとは？ ・知財を使った企業連携 4 つのポイント：P6 ①秘密情報管理の 3 ステップ」
第2の1 (2) ア② 解決の方向性	「スタートアップ、連携事業者双方が自社の技術情報等を、開示レベルの観点から整理することが望ましい。最低限の整理として、①NDA なしで開示できる情報、②NDA 締結後に開示できる情報、③いかなる状況であっても開示するべきでない情報、程度に区分しておくことが重要である。」との記載について、区分の方法、また実際の秘密情報の授受にあたっての運用方法についても記載頂きたい。 (個人)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P5 脚注 14 に記載 「秘密保持における情報管理の運用に関しては以下の文献等を参照。 ・モデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】：P8【コラム】「秘密である旨を明示」することとは？ ・知財を使った企業連携 4 つのポイント：P6 ①秘密情報管理の 3 ステップ」
第2の1 (2) ア② 解決の方向性	秘密情報について使用目的制限を課すかどうかは、当事者間で自由に協議して柔軟に決められるべきであるため、下線部のように修正することを要望する。 「(イ) 秘密情報の使用目的・対象・範囲を明確にした NDA の締結」	例えばオープンイノベーションの一環として秘密情報を開示する場合において利用目的を定めなかった場合、受領者が当該秘密情報をオープンイノベーションとは全く無関係の目的（例えば受領者自身の事業や技術開発目的）に利用することも可能となりますが、そのような事態を許容するケースは極め

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	の1行目～2行目は、「<u>秘密情報の開示者は、開示する秘密情報について使用目的を定める場合には、情報の想定外の利用を防ぐために、ビジネスに整合する最小限度の内容となるよう、できるだけ具体的にその使用目的を定めることが望ましい。</u>」 (事業者)	てまれであると想定されます。もちろん、事業連携のフェーズや開示する情報の内容に応じて利用目的が広い範囲になること（例：「両当事者の協業の可能性を検討するため」等）はあり得ると思われますが、利用目的を全く定めないと予期せぬトラブルが発生する可能性があることから秘密情報の使用目的を具体的に定めることは望ましいと考えられるため、原案のとおりとします。
第2の1 (2) ア② 解決の方向性	スタートアップ自身でさえ秘密管理が十分にできていないのに、相手方に秘密管理を求めることを許容するような考え方は許されるべきではないため、「例えば、秘密情報管理体制が不十分な場合は、秘密情報範囲を広く定める方がリスクを低減できることもある。(モデル契約書【秘密保持契約書(新素材)】：第1条参照)」という記述は削除していただきたい。 (事業者)	秘密情報の範囲を広く定めることで、秘密指定の漏れ等による意図せぬ情報漏洩のリスクを低減できるなどスタートアップ側で検討可能な対策の一例を示したものであります。当事者が、各自抱えるリスクを可能な限り正確に理解した上で、それぞれ秘匿すべき情報を整理し、双方合意の上で、秘密情報の範囲を設定することが肝要であると考えられるため、原案のとおりとします。
第2の1 (2) イ 柱書	「契約期間が短く自動更新されない NDA」について、実務上は契約期間ではなく、個別事情に応じて秘密保持契約の期間は異なり、自動更新についても、個別に都度有効期間を検討して設定することが一般的であるため、この点を明確化すべきである。 (団体)	優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしているのは、NDA の契約期間が短く自動更新されないこと自体ではなく、連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に、契約期間が短く自動更新されない NDA の締結を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合です。
第2の1 (2) イ	実務上 NDA は当事者間で開示される情報ごとに適した秘密保持期間を設定し、それ以上に秘密保持期間が長期化することのないよう自動更新は定めないのである。自動更新の定めがないことは不当とは言えないので、本項の記載につき再検討頂きたい。 (事業者)	優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしているのは、NDA の契約期間が短く自動更新されないこと自体ではなく、連携事業者が、スタートアップに対し、一方的に、契約期間が短く自動更新されない NDA の締結を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合です。
第2の1 (2) イ	秘密保持義務を一定期間残存させる等の手当は通常取り得るので、契約期間の長短、更新の有無だけの問題ではないように思います。自動	優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるとしているのは、NDA の契約期間が短く自動更新されないこと自体ではなく、連携事業者が、スタート

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	更新を置くことには、プロジェクトが何年も前にも終わっているのに、契約上の義務だけが長期間残り続けるなど、契約管理の観点で望ましくない場合もあり得ます。「契約期間の短い NDA」の問題点を明示して頂きたい。 (個人)	アップに対し、一方的に、契約期間が短く自動更新されない NDA の締結を要請する場合であって、当該スタートアップが今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合です。
第 2 の 1 (2) イ① 独占禁止法上の考え方	「自社のひな型を押し付ける」という文言が使用されているが、スタートアップの法的リテラシーが不足しているかなどは、連携事業者側からは必ずしも明らかではなく、連携事業者としては、スタートアップ側のリテラシー不足に付け込む意思等がない場合であっても、事後的にスタートアップ側がリテラシー不足であり、ひな型を押し付けられたとして紛争になる可能性がある。 そこで、このような事態を避けるべく、「ひな型を押し付ける」という文言に例示等を加え、具体的にどのようなことを指すのか明確にすべきである。 (団体)	「一方的に、片務的な NDA や契約期間の短い NDA の締結を要請する」ことの例示として、「十分に協議することなく自社の NDA のひな型を押し付ける」ことを記載しており、これ以上の具体化は困難ですが、相手方との十分な協議の上に相手方が納得して合意していれば、「十分に協議することなく自社の NDA のひな型を押し付ける」ことにはならないと考えられます。
第 2 の 1 (2) イ① 優越的地位の濫用として問題となり得る事例	事例 4 について、例えばスタートアップに対する委託研究のように、スタートアップのみに義務を負担させる片務的 NDA が合理的なケースもあるため、「D 社は、連携事業者の秘密情報については、D 社に保持する義務がかかる一方、D 社の秘密情報については、連携事業者に保持する義務がかからない NDA を合理的な理由なく締結させられた。」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	事例 4 は、連携事業者とスタートアップの双方が相手方に秘密情報を開示する事案であり、御指摘の「スタートアップに対する委託研究」とは異なるため、原案のとおりとします。 一般論として、スタートアップの営業秘密が連携事業者に開示されない場合には、片務的な NDA が締結されたとしても、NDA 期間内に、スタートアップの営業秘密が連携事業者によって使用され、又は第三者に流出して当該第三者によって使用されるおそれはないことから、通常は「取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」(独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号ハ)にならないと考えられます。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の1 (2)イ② 解決の方向性	片務的 NDA が合理的なケースもあり得るため、「 <u>連携の目的達成のために相互に情報を開示することが必要であれば契約の前提として、一方だけに義務が生じるのではなく</u> 」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	片務的な NDA が合理的かどうかは双方の合意により決定されるものと考えます。両者のコアコンピタンスが守られることが重要ですので契約の前提としましては原案のとおりとします。
第2の1 (2)イ② 解決の方向性	契約期間6か月が「短い」例として記載されているが、守秘義務期間は開示される情報の価値や陳腐化期間に応じたものであれば仮に6か月でも短いとはいえないので、絶対的数値を挙げて「短い」とする記載については、再検討頂きたい。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 契約期間のみならず、契約期間終了後にどの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。「自社のビジネスモデルの詳細など最も重要な情報を共有せざるを得ない場合に、「残存条項を設定せずに、契約期間を6か月とする」等情報の性質に見合わない契約」期間で NDA を結んでしまうと、次の連携のステップに進むことなく締結先から秘密情報が流出してしまうこともあり得る。
第2の1 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方	NDA 違反の行為を独占禁止法違反の問題として整理することで、契約交渉の場面においてどのように役立て得るのか、実際上の意義(実益)を説明して頂きたい。 (個人)	NDA 違反が競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがあるとの考え方を示すことは、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することにつながるものと考えます。
第2の1 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方	NDA 違反があるケースは、契約上の義務違反あるいは不正競争防止法の責任追及が可能であるため、「NDA 違反には当たらないが、営業秘密を取引妨害のために用いるような場合」について独占禁止法の問題になるかどうかについても言及頂きたい。 (個人)	本指針の事例は、公正取引委員会による実態調査に基づいており、現時点において、「NDA 違反には当たらないが、営業秘密を取引妨害のために用いるような場合」を具体的に想定し、独占禁止法上の考え方を指針として示すことは困難です。
第2の1 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方	下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。 事例：連携事業者 C 社はスタートアップ企業 D 社に対して、PoC 実	本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間で相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDA に違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアッ

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
及び競争者 に対する取引妨害として問題となり得る事例	施の提案を行った。C 社と D 社は過去にも PoC を繰り返し実施したものの、PoC にとどまり、共同研究開発の段階に移行することはなかった。しかし、C 社は PoC を通じて D 社の秘密情報を把握している状況であるところ、新たに立ち上げるサービスが競合する旨をスタートアップ企業に認識させて、PoC を行わせようとした。 この事例を追加する理由としては、連携事業者がスタートアップ企業の競合となった場合、スタートアップ企業の顧客が奪われる可能性があり取引妨害として問題になり得ると危惧している。また、「新たに立ち上げるサービスが競合する旨をスタートアップ企業に認識させて、PoC を行わせようとしたこと」は、スタートアップ企業が予め了承していた取組であり、「独占禁止法における取引妨害ではなかった」と説明するためのリスクヘッジではないかと危惧される。スタートアップ企業の知見・経験不足につけこんだ手法に対してアラートを立てるためにも、事例として追加することが必要と考えられる。 (事業者)	プの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、C 社の行為が競争手段として不公正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。
第 2 の 1 (2) ウ① 独占禁止法上の考え方 及び競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例	下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。 事例：スタートアップ企業 E 社の取締役会にオブザーバーとして複数の株主が参加し、プロダクトの原価や製造場所・製造条件等の確認を目的とした質問を行い、スタートアップ企業のノウハウを株主に内製化させようとした。 この事例を追加する理由としては、株主には、スタートアップ企業の経営を監視・監督することや、大企業のノウハウを提供してスタートアップ企業を支援するという大義名分があり、取締役会への株主のオ	本指針では、連携事業者が、スタートアップの競争者となり、不公正な競争手段を用いてスタートアップとその取引先との取引を妨害するおそれのある事例がみられたことから、これらを「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」として取り上げています。御指摘の情報のみでは、株主と E 社との競争関係が明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
	ブザーバー参加について、スタートアップ企業としては断りにくい状況にある。その結果、スタートアップ企業のノウハウやデータ等の秘密情報がスタートアップ企業の取締役会にオブザーバー参加した出席者を通じて株主に漏洩するリスクがあり、将来的に株主が内製化し、スタートアップ企業の競合となって顧客を奪う可能性があることから、取引妨害として問題になり得ると危惧している。また、「モデル契約書 ver1.0」の雛形として出資契約書に盛り込むべき秘密保持条項が追加されることで、株主に対してモデル契約書を提示し、交渉しやすい状況となることが期待される。「スタートアップ企業の秘密情報の帰属を明らかにし、その秘密情報をスタートアップ企業の取締役会にオブザーバー参加した出席者が盗用し使用することを制限するための条項」が設けられることによって、NDA 違反、取引妨害として問題となり得る事例の低減にも繋がり、スタートアップ企業だけでなく株主のリスクヘッジにも貢献するものと期待される。 (事業者)	
第2の1 (2)ウ① 独占禁止法上の考え方及び競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例	下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。 事例：連携事業者 G 社からスタートアップ企業 H 社は出向者を受け入れ、技術部門で業務を担当してもらっていた。その後、H 社は G 社より、H 社の競合となる新規事業計画の業務サポートに関する PoC 実施の相談を受けた。新規事業計画の根幹となる技術は G 社からの出向者が担当していた技術領域そのものであり、PoC 実施の提案は出向者の帰任 3 ヶ月前であった。 この事例を追加する理由としては、スタートアップ企業のノウハウ・	本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間に相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDA に違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、G 社の行為が競争手段として不公正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	データ等の秘密情報が出向者を通じて連携事業者に漏洩し、連携事業者が競合する事業を展開することで、顧客が奪われるリスクがあることから、取引妨害として問題になり得ると危惧している。そのため、出向者が連携事業者に帰任する際の秘密保持契約についても「モデル契約書 ver1.0」の雛形に追加されれば、スタートアップ企業の秘密情報の保護につながるとともに、連携事業者からの出向者に対して NDA の打診が行いやすい状況となる。 (事業者)	です。
第 2 の 1 (2) ウ① 競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例	下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。 事例：連携事業者 A 社（上場会社）がスタートアップ企業 B 社との間で NDA を締結して、B 社のノウハウ等の秘密情報を受領したにもかかわらず、その後、B 社が保有する特許権等に関連する周辺技術を活用したサービスを展開し、B 社の競合相手となって顧客を奪おうとした事例（A 社によるサービス提供は、早期に市場をコントロールすることが目的とされたため、消費者の安全性が考慮されない怪我や死亡リスクの可能性のある粗悪なサービスであった） この事例を追加する理由としては、現在、連携事業者に対して NDA のモデル契約書を提示しているところ、NDA のモデル契約書には「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」が定められておらず、損害の立証が困難であることから、漏洩に対する抑止効果が低く、秘密保持義務が履行されない状況がある。また、スタートアップ企業から連携事業者に対して「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」を含む NDA を提示しても連携事業者が	本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間に相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDA に違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、A 社と B 社の間の NDA の内容、B 社の保有する特許等とそれに関連する周辺技術の関係等が不明であり、A 社の行為が競争手段として不公正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。 御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	受け付けないケースが大半である。そのため、モデル契約書の原則条項として、「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」が定められていることが必要である。 (事業者)	
第2の1 (2)ウ② 問題の背景 及び解決の 方向性の整理	出資を受け入れる際に締結する出資契約には、十分な秘密保持義務が定められていないため、出資契約に組み込むべき秘密保持条項を、「モデル契約書 ver1.0」に追加されたい。 (事業者)	本指針は、連携事業者との取引を対象としており、出資者との取引は対象としておりませんが、御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1 (2)ウ② 問題の背景 及び解決の 方向性の整理	連携事業者等からの出向者が連携事業者等に帰任する際の「秘密保持契約」についても、「モデル契約書 ver1.0」へ追加されたい。 (事業者)	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1 (2)ウ② 問題の背景	「また、NDA の内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDA における秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、NDA 違反が起きているケースもある。」における NDA 違反は連携事業者によるものであり、意味が良く分からないので、もう少し詳細に解説してもらいたい。連携事業者による NDA 違反の問題（事例6など）と、スタートアップが NDA 違反を立証できない問題（事例7など、実際には NDA 違反ではないかもしれない場合を含む。）がごちゃごちゃに論じられているので、きちんと分けて説明すべきである。	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 例えば、使用された情報が NDA における「秘密情報」に該当することの立証や、被害を受けた側が NDA 締結前に当該秘密情報を保有していたことの立証が困難で泣き寝入りするしかなくなってしまう「スタートアップ」も少なくない。また、NDA の内容をスタートアップ側が正確に理解していない、NDA における秘密情報の範囲に応じた体制をスタートアップ側が確保できていない等の理由によって、「スタートアップ側による」NDA 違反が起きているケースもある。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(事業者)	
第2の1 (2)ウ② 解決の方向性	解決の方向性としては、連携事業者側のオープンイノベーションリテラシーも向上させる必要があるだろう。搾取をしている企業は、悪評が広がりオープンイノベーションができなくなることをもっと強調すべき。 また、解決の方向性としてスタートアップ側が注意すべきことにフォーカスされているが、スタートアップ側が複数の連携事業者と連携する場合、コンタミの問題が発生する。人数が限られているスタートアップでコンタミの問題を解決するのは困難であろうから、スタートアップは、連携事業者が認めなくなる、複数社と付き合ってスパイラルアップできることを強みとして主張できるよう自社のコアを整理することも必要なのではないか。 (事業者)	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の1 (2)ウ② 解決の方向性	単に秘密情報の存在形式のみの言及であれば、上記②「スタートアップが NDA 締結前から当該情報を保有していたことを立証」する上での有効な手当てにはならないようにも思われます。直上の①②の問題点をカバーするための具体的な記載について例示を御教示頂きたいと考えます。 (個人)	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。 NDA に向けたものではございませんが、御参考までに以下の資料をご紹介します。 秘密情報の保護ハンドブック P221～P223 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf
第2の1 (2)ウ② 解決の方向性	2020 年 6 月 30 日に公表されたモデル契約書 ver1.0 のモデル契約書【秘密保持契約書（新素材）】の第8条（損害賠償）の変更オプション条項「損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定める旨」を、秘密保持契約書の実効性を担保し、漏洩に対する抑止効果を高めるために、「変更オプション条項」ではなく「雛形の条項」として定めることはどうか。	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(事業者)	
第2の1 (2)ウ② 解決の方向性	「(イ) 損害賠償責任の規定」の4行から7行目には「漏洩に対する抑止効果を高める目的で、損害賠償責任の範囲・金額・請求期間についてあらかじめ定めることも考えられる」とか、「金額を高めることで情報漏洩の抑止力を高めるような金額とすることが考えられる。」とあるが、これらに関しては、連携事業者が応じない場合でも、競争者に対する取引妨害（一般指定第14項）や優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項5号）とまでは言えない旨を明記していただきたい。 その理由として、本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針（案）が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とすれば、スタートアップは、本条件（損害賠償責任の規定）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。 (事業者)	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。 一般論として、損害賠償責任の規定について、連携事業者が応じないことのみをもって、直ちに競争者に対する取引妨害又は優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。
第2の2	無償作業についてのみ言及されているが、PoC段階でありながら、一方的に事業提携者側のひな形を利用するように要求され、知的財産権が移行するように定められている例がある。PoCの目的が技術検証であることから、知的財産権の移転を求めることは双方のイノベーションを促進する目的から離れていることから行わないべきである旨注意を促されたい。 (弁護士)	御指摘の点につきまして、PoC段階における報告書の著作権、知的財産権の取扱いについて定めることは重要であることから以下のように修正します。 P13 脚注22に記載 報告書であるレポートの著作権、知的財産権の取扱いについて、スタートアップ・連携事業会社間での争いを避けるため、事前に契約で規定しておくことも重要となる。(モデル契約書【技術検証(PoC) 契約書(新素材)】：第9条参照)

原案該当箇所	意見の要約	考え方
第2の2 (1) 概要	PoC 契約において、事業者 A が、スタートアップを含む複数の事業者を PoC のコンペティションに参加させる際に、当該スタートアップが事業者 A との協業を期待してほかの潜在的な取引先を出し抜くために、当該スタートアップが PoC の対価を低く設定することが考えられる。この時、事業者 A が当該スタートアップをコンペに参加させたことは独占禁止法に違反しないという理解でよい。また、その結論は、スタートアップの対価が安いことを知っていた、知り得たといった主観によって変化しないという理解でよい。その点も本指針に明記してほしい。 (個人)	御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難ですが、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれ(スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害すること等)が生じることが前提となり、その旨は、本指針(案)の脚注 12 に記載しています。
第2の2 (2) ア① 競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例	下記事例が取引妨害として問題となり得るため、本指針案の「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」への追加を御検討お願いいたします。 事例：連携事業者 J 社とスタートアップ企業 K 社が共同事業開発を前提とした PoC を行った際に、K 社は各種データを提供し、かつ新たに創出されたデータを J 社は受領した。過去の PoC 共同開発段階には移行せず、保留状態となっている。PoC を通じて得たデータを利用して、J 社は K 社のサービスと競合する事業を立上げようとしていた。 この事例を追加する理由としては、スタートアップ企業と連携事業者が PoC や共同研究開発を行う場合、スタートアップ企業が連携事業者に対してデータを開示するケースも多く、「スタートアップ企業が連携事業者に提供するデータ及びそのデータに基づき開発されるデータの保護を担保する条項」が契約書に必要な状況である。一方、現時点のモデル契約書では連携事業者がスタートアップ企業にデータを開示することを前提としており、スタートアップ企業から連携事業者	本指針では、「営業秘密の盗用は、スタートアップと連携事業者の間に相互に情報の秘密保持義務を課し目的外使用を禁止する NDA に違反するものであって、競争手段として明らかに不公正なものである」ことを踏まえ、「連携事業者が、NDA に違反してスタートアップの営業秘密を盗用し、スタートアップの取引先に対し、スタートアップの商品・役務と競合する商品・役務を販売することにより、スタートアップとその取引先との取引が妨害される場合には、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがある」との考え方を示しています。御指摘の情報のみでは、J 社の行為が競争手段として不公正なものであるか否かが必ずしも明らかでないこと等から、御指摘の事例を「競争者に対する取引妨害として問題となり得る事例」に追加するのは困難です。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	に各種データを開示することを前提としたモデル契約書が必要である。 (事業者)	
第2の2 (2) ア② 解決の方向性	2019年12月に経済産業省がリリースした「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版(データ編)」に記載されている「データ提供型契約」ならびに「データ創出型契約」の内容を「モデル契約書 ver1.0」へ追加することを検討されたい。 (事業者)	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の2 (2) ア② 解決の方向性	「(ウ) 共同研究開発への移行条件を明確化する」の4行から10行目に、「また、スタートアップとして共同研究開発に進む確度が高い PoC であると判断する場合には、正式な契約に基づいた PoC の実施を優先し、PoC 段階ではあえて低額な委託料として連携事業者との交渉締結のスピードを確保するという方針もあり得る。これらの思惑の調整規定としては、共同研究契約が締結されなかった場合に、PoC 費用の追加分の支払義務を規定することも選択肢として考えられる。(モデル契約書【技術検証(PoC) 契約書(新素材)】: 第6条参照)」とあるが、これらに関しては、連携事業者が応じない場合でも、競争者に対する取引妨害(一般指定第14項)や優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項5号)とまでは言えない旨を明記していただきたい。 その理由として、本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針(案)が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とすれば、スタートアップは、本条件(PoC 費用の追加支払いの規定)が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。その	本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。 一般論として、PoC 費用の追加分の支払義務の規定について、連携事業者が応じないことのみをもって、直ちに競争者に対する取引妨害又は優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	ような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。なお、共同研究契約が締結されなかった場合に、PoC 費用の追加分の支払義務を規定するというが、これが何に対する対価なのか良く分からない。正当な理由がない支払いを行うことは、スタートアップとの公平で良好な関係の構築を目指す連携事業者であってもできない。 (事業者)	
第2の2 (2) ア② 解決の方向性	本指針において「PoC において一定の成果保証等をするものではない」とは言い過ぎではないか。PoC では Concept を証明するという成果は保証されるべきである。もちろん、PoC を超えて結果を求めるのであれば、それは行き過ぎである。 (事業者)	検証段階という性質に鑑み、契約によってスタートアップが完成義務を負うものではなく(請負型)、検証のための業務の実施が目的であること(準委任)を明確にしているものです。頂いた御指摘を踏まえ原案を以下のように修正します。 また、PoC の実質は合意した検証を行い、レポート等の資料を前提とした報告書を作成することを業務とする業務委託契約(準委任契約)であることが望ましい。したがって、PoC に「おける何らかの成果の達成や特定の結果等を保証」するものではないことを確認した上で、何を検証作業として行うか、何が報告されれば業務が完了かを一定程度詳細に特定しておく必要がある。
第2の3 (2) ア① 独占禁止法上の考え方	独占禁止法の考え方において「スタートアップと連携事業者の双方が共同研究に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究の成果に基づく知的財産権が連携事業者のみに帰属する場合には、スタートアップはその成果を享受できず、連携事業者のみがその成果を享受することとなる。取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手	連携事業者がスタートアップに知的財産権の実施権を許諾することをもって、スタートアップが共同研究の成果を必ずしも享受できるとは限りません。 「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該知的財産権に係る支払以外の支払」に修正します。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって」とあるが、知的財産権が連携事業者のみに帰属しても、スタートアップに実施権の許諾等がなされていれば、スタートアップはその成果を享受できる。また、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいので、「スタートアップと連携事業者の双方が共同研究に貢献したにもかかわらず、その貢献度を超えて、共同研究の成果に基づく知的財産権が連携事業者のみに帰属し、<u>実施権の許諾等も得られない場合には</u>、スタートアップはその成果を享受できず、連携事業者のみがその成果を享受することとなる。取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価が<u>スタートアップへの支払に反映されているなどの正当な理由がないのに</u>、取引の相手方であるスタートアップに対し、共同研究の成果に基づく知的財産権の無償提供等を要請する場合であって」と下線部のように修正をしてはどうか。 (事業者)	
第2の3 (2) ア① 優越的地位の濫用として問題となり得る事例	事例15について、「知的財産権の無償提供」における「知的財産権」とは、共同研究を開始する前からO社が保有していた知的財産権を指すという理解でよい。 (個人)	御指摘の事例15の「知的財産権」とは、本指針においては「共同研究の成果に基づく知的財産権」を指し、「共同研究を開始する前からO社が保有していた知的財産権」を指すものではありません。
第2の3 (2) ア、	本指針には「スタートアップに知的財産権を帰属させ」とあるが、知財の権利帰属は発明者主義が原則であると考えられ、連携事業者側に	本指針の解決の方向性としましては、別添に記載のオープンイノベーション促進の基本的な考え方である「スタートアップと事業会社の連携を通じ、知

原案該当箇所	意見の要約	考え方
イ及びウ② 問題の背景及び解決の方向性の整理	発明者がいる場合には連携事業者にも知財権を帰属させることが妥当である。また、連携事業者が開発費を負担し、共同研究に貢献している場合には、共同研究全体のリスク負担の割合から言って、知財権を共願とすることが適当である場合も考えられよう。また、連携事業者がスタートアップに出資しながら共同開発を進める場合には、スタートアップの価値が向上すれば、連携事業者の収益にも貢献するため、スタートアップを育てながら共同開発等を進めることが重要である。連携事業者がそういう意識を持てば、行き過ぎた知財権の帰属を主張するモチベーションは弱まるはず。 (事業者)	財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること」を念頭に知財権者をスタートアップとし、連携事業者に事業領域や期間等を限定した独占利用権を設定する例を示したもので、発明時の特許を受ける権利を発明者に帰属させる原則（発明者主義）を否定するものではございません。 共同でなされた発明の取扱いは、当事者同士が連携の過程によって解決策を検討することが重要なことから、頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると思われる。」
第 2 の 3 (2) ア② 問題の背景及び解決の方向性の整理	本指針では、「共同研究の成果に基づく知的財産権が連携事業者のみに帰属させられる」ことを課題とし、その解決法として、「権利をスタートアップ企業に単独帰属させつつ、連携企業には独占的利用権の設定」をすることのみを「唯一の解決法」として推奨しております。また上記解決法を推奨する理由として、「連携事業者は、必要な範囲で独占的に利用できれば事業戦略上支障はない」となされております。 しかしながら、当該提案は事業連携を促進するための方策としては不適当と思慮します。共同研究開発によって生み出された成果の権利帰属については、その過程に基づき決められるべきです。一部の大企業がその優越的地位を濫用して権利を独占した事例が報告されている	本指針に解決の方向性に記載した方策が、「唯一の解決法」とは考えておりません。共同研究開発によって生み出された成果の権利帰属については、その過程に基づき決められるべきであることは御指摘のとおりです。 頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	ことも認識しております。しかしながら、スタートアップ企業と真摯に向き合い、連携してイノベーション創出に向けて日々活動している企業の存在についてもご考慮頂きたく存じます。一部の違反事例をもって、その他全ての事案に画一的な解決法が推奨されることは、スタートアップ企業との事業連携を阻害する要因となり得ます。 本指針は、大企業とスタートアップ企業との事業連携によるイノベーション促進をいかに図れるかに着目し、契約時に生じる問題への解決法を提示することが目的と思慮します。従い、スタートアップ企業・連携企業双方にとってバランスの取れた解決法について再検討いただき、指針で言及を頂きたく存じます。 (事業者)	事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」
第2の3 (2) ア② 問題の背景	16 頁の「(問題の背景)」について、後述の予防策にて対処し得るボトルネックの意味などが不明確のため、丁寧に説明してほしい。 (事業者)	バックグラウンド情報が管理できていないことで技術情報のコンタミネーションが起こることが、共同研究後の安易な特許の共有や一方的帰属が起こるボトルネックの一つだと考えています。よって(ア)のバックグラウンド情報の範囲の明確化を行うことで当事者双方が共同研究を行う前に保有していた情報が整理され技術のコンタミネーションが解決されます。 そして共同研究によって生まれた知財を安易に共有、または一方的に連携事業者の帰属とするのではなく、当事者双方のビジネスモデルに資する知財の帰属と利用について勘案し、(イ)のスタートアップへの知的財産権の帰属及び連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定をする形が、オープンイノベーションによって創出された知財から生み出される事業価値を最大化し、双方が win-win となる落としどころの一つの選択肢として考えられます。 安易な共有特許によってスタートアップは、例えば容易に相手方の同意を得られずライセンスビジネスによる展開ができなくなり事業拡大が阻まれてし

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
		まうなど、自由な事業展開やスケールアップが出来なくなる場合が考えられます。また意図せずとも技術情報がコンタミネーションされた状態で事業を行う連携事業者側は、スタートアップ側からの予期せぬ営業秘密侵害による訴訟リスクを抱えることが考えられます。
第2の3 (2) ア② 解決の方向性	16 頁の「(ア) バックグラウンド情報の範囲の明確化」について、連携事業者にとってバックグラウンド情報のリスト化は非現実的であること、共同開発の成果物の内容により使用可能なバックグラウンド情報も異なるため、契約締結時点で特定してリスト化することかできないことから、「双方がバックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい。」との記載は削除してほしい。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 契約締結前に保有していた情報と契約締結後に新たに生じた情報が混在し、各情報に関する知的財産権の峻別性がなくなること（技術のコンタミネーション）を防ぐために、双方が「研究テーマに関連して自らが必要とみなす」バックグラウンド情報をリストにして開示・交換し、バックグラウンド情報の範囲を明確化することが望ましい。
第2の3 (2) ア② 解決の方向性	共同研究開発における連携事業者への知的財産権の一方的帰属に対する解決策が、スタートアップへの一方的帰属であるというのは、本指針が示すべき解決の方向性として適切でないと考える。解決の方向性について再考いただきたい。 再考していただけない場合でも、「但し、共同開発における連携事業者とスタートアップとの共同発明や連携事業者の単独発明について、スタートアップへの一方的な帰属を連携事業者が認めなかったとしても、それは優越的地位の濫用とまでは言えない。」と明記していただきたい。それとも、それでさえ場合によっては優越的地位の濫用になる恐れがあるのか。 本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注 9 に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると思われる。」 本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	足」を前提とするならば、スタートアップは、本条件（スタートアップへの知的財産の帰属や連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。 （事業者）	一般論として、連携事業者とスタートアップとの共同発明や連携事業者の単独発明について、連携事業者がスタートアップへの一方的な帰属を認めなかったことのみをもって、直ちに優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。
第2の3 （2）ア② 解決の方向性	「スタートアップが自社で知的財産権を保有することの重要性」について記載があるが、海外の大学や大企業発ベンチャーなどでは、知的財産権は大学や元の企業に残しつつ、その再実施許諾権付独占実施権を取得して、事業化を行っているところも多く、知的財産権の「所有」が資金調達等でネックとなっているとは必ずしも見受けられない。 連携事業者としても、共同研究開発の成果物にかかる知的財産権の所有権をスタートアップに帰属させて、実施権許諾を受ける場合には、スタートアップの倒産により知的財産権が不知の第三者にわたるリスク等もあることから、権利は連携事業者に帰属させ、スタートアップに必要な範囲でライセンス・バックするスキームを検討することもある。 我が国において金融機関や投資家がスタートアップ自身の知的財産権の「所有」を重視する実態があるとすれば、むしろその実態がスタートアップと連携事業者の合理的な利害調整の結果としての知的財産権の所有権配分を阻害する要因になりかねないともいえる。 従って、スタートアップが知的財産権の所有権を有することを過度に	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注9に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	重要視せず、様々な選択肢を肯定するような記載とするよう御再考をお願いしたい。 (事業者)	
第2の3 (2)イ① 独占禁止法上の考え方	共同研究開発において、スタートアップが主に技術を、連携事業者が主に資金を提供することがままあるが、この場合、連携事業者も共同研究開発の成果物について一定の権利を求めるのはある意味当然である。従って、本項冒頭の文を、「共同研究の大部分がスタートアップによって行われたにもかかわらず、<u>その貢献に見合った対価の支払いや事業利益の分配を行うなどの合理的な利害調整によらず</u>、共同研究の成果に基づく知的財産権を連携事業者のみ又は双方に帰属させる契約の締結を要請される場合がある」と下線部の修正をしてはどうか。 (事業者)	御指摘の「その貢献に見合った対価の支払い」がある場合は、共同研究の成果の無償提供の要請には該当せず、また、御指摘の「事業利益の分配を行うなどの合理的な利害調整」がある場合は、「正当な理由」の例示である「貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの当該知的財産権に係る支払以外の支払に反映されている」場合に含まれると考えられます。
第2の3 (2)イ① 独占禁止法上の考え方	独占禁止法上の考え方において「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに」と記載されているが、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいので、「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価が<u>スタートアップへの支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに」と下線部のように修正をしてはどうか。 (事業者)	「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該知的財産権に係る支払以外の支払」に修正します。
第2の3	公的な研究機関(大学、独立行政法人等)との関係でも同様の問題が起	御指摘を踏まえ、「スタートアップ及び連携事業者には、…事業者である公的

原案該当箇所	意見の要約	考え方
(2) イ① 独占禁止法上の考え方	こり得ること、この場合の法的な問題点についても言及頂きたい。 (個人)	研究機関が含まれる。」と追記します。
第2の3 (2) イ① 【優越的地位の濫用として問題となり得る事例】	事例19について、共同研究への貢献度がほとんど無くとも、貢献度が若干でもあるのであれば、「99:1」の割合の共同出願をすることも特許法は認めていると理解している。事例19は、かかる特許法の立場を独占禁止法の立場から否定するものという理解でよい。 (個人)	例えば、「正当な理由」の例示として「知的財産権が事業連携において連携事業者に帰属することとなっており、貢献度に見合ったその対価がスタートアップへの他の支払に反映されている」場合を挙げており、本指針は、共同出願を一切否定するものではありません。
第2の3 (2) イ① 優越的地位の濫用として問題となり得る事例	事例19について、仮にある事業者Aが潜在的な取引先候補企業（複数）のうちどれと協業するかを決めるために、POCのコンペティションを行わせるとします。そして、その候補企業の一つにスタートアップがいて、事業者Aとの協業を期待して、ほかの潜在的な取引先を出し抜くために、POCの対価を安めに設定する可能性が予想されます。こうした場合は、事業者Aはかかるスタートアップをコンペに参加させたことは、独占禁止法違反に該当しないという理解でよい。また、その結論は、事業者Aが、当該対価が通常価格よりも安いかどうかについて知っていたか、知り得たかといった主観によって変化しないとの理解でよい。これらの点について指針に明記してほしい。 (個人)	御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難ですが、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれ（スタートアップの自由かつ自主的な判断による取引を阻害すること等）が生じることが前提となり、その旨は、本指針（案）の脚注12に記載しています。
第2の3 (2) イ② 解決の方向性	「(イ) 貢献度に応じた適切なリターンの設定」の最後に、「但し、研究開発費の全額もしくは多くを負担する連携事業者が研究開発費を負担していることを理由に当該研究開発から生じた知的財産の全部もしくは一部の自身への帰属を主張することは、優越的地位の濫用	連携事業者とスタートアップの契約状況によっては研究開発の費用と知的財産の対価は異なるとも考えられるので、御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難です。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	（独占禁止法第２条第９項５号）になるとまでは言えない。」と明記していただきたい。それとも、それでさえ場合によっては優越的地位の濫用になる恐れがあるのか。 その理由として、連携事業者が研究開発費の多くを負担するにもかかわらず、スタートアップに当該研究開発から生じた知的財産の一方的な権利帰属を認めなければならないのであれば、スタートアップとの公平で良好な関係の構築を目指す連携事業者にとっても、スタートアップとの連携のメリットや魅力は大きく減少する。一方、本指針は特にスタートアップにより活用されることが予期されるが、本指針が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とするならば、スタートアップが、本記載内容（研究開発費の負担は知的財産の帰属の主張を正当化しない）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられたものであることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じず、契約がまとまらないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。 （事業者）	
第２の３ （２）ウ① 独占禁止法上の考え方	独占禁止法の考え方において「連携事業者が、共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、合理的期間に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を特定の事業者に制限することは、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられる。しかしながら、市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・	「特定の事業者」は御指摘の「連携事業者またはその指定する者」に限られず、また、「販売先を制限」することは御指摘の「連携事業者及びその指定する者以外への販売を制限」することに限られないため、原案のとおりとします。 原則として独占禁止法上問題とならないのは、「共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合」に限られませんが、現時点で実

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
	役務の販売先を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは」とあるが、スタートアップと連携事業者が、共同研究開発の成果物の利用範囲を、それぞれが事業化したい用途や地域に限定することは通常独禁法上問題にならないと考えられるところ、本項の記載ぶりでは、このような合意も問題となるかのようにも解されかねない。 本項で問題とするのが、主にスタートアップが共同研究の成果物や関連製品・サービスの販売先を連携事業者またはその子会社等に限定するケースであるとすれば、その旨明確となるよう、例えば、「連携事業者が、共同研究の成果であるノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に、取引の相手方であるスタートアップに対し、合理的期間に限り、成果に基づく商品・役務の販売先を<u>連携事業者またはその指定する者に</u>制限することは、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられる。しかしながら市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商品・役務を<u>連携事業者およびその指定する者以外への販売を制限したり、共同研究の経験を活かして新たに開発した成果（すなわち共同研究の成果ではないもの）</u>に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは」と下線部のように修正をしてはどうか。 あるいは、成果物の利用範囲をそれぞれが事業化したい用途や地域に相互に限定するようなケースをも本項でカバーする趣旨であれば、「独占禁止法上の考え方」において、成果の秘密性を保持するのに必要な場合であって合理的な期間内であるとき以外にも、問題とならないケースがあることを、例を示して記載することを御検討頂きたい。	務上参考となる他の例示を記載するのは困難です。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	(事業者)	
第2の3 (2)ウ② 問題の背景	スタートアップがIoTのデバイスを開発し、連携事業者Aが当該デバイスを利用してデータを収集し（以下この場合のデータを「対象データ」という。）対象データをスタートアップに提供し、スタートアップが対象データを分析して新たなデータを創出したり（以下この場合のデータを「派生データ」という。）、一定の成果物を提供したりするというケースを想定する。 このケースにおいて、スタートアップが他の連携事業者BやCとの間でも対象データや派生データを利用できなければ、スタートアップの事業拡大は見込まれない。また、スタートアップ及び連携事業者双方にとって非合理的な結果となることは、AI分野における開発成果物の利用条件に係る指摘と同様である。 よって、連携事業者Aが合理的な理由なく、対象データや派生データを他の連携事業者BやCとの間で利用できない旨の条件を付する点には、AI分野における開発成果物の利用条件と同様の問題があることを指摘した方が良いと思われる。 以上の点はAI分野として一括りにすることも可能であると思われるが、成果物という文脈ではなく、データそのものの帰属という点についても独立の問題として指摘をした方がより望ましいと考える。 (弁護士)	データの帰属の取扱いにつきましても重要な点と存じます。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
第2の3 (2)ウ② 解決の方向性	21頁の「スタートアップへの知的財産権の帰属および連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用券の設定」について、一方に帰属させることも他の条件次第で合理性のある場合があり一概に不合理とはいえない。さらに、連携事業者に対して実施権を許諾する形にしておけば問題とないとする見解は、スタートアップ	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2 脚注9に記載 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	との公平で良好な関係の構築を目指す連携事業者の多くにとっても同意できるものではないため、解決の方向性について再考いただきたい。 再考していただけない場合でも、「但し、共同開発における連携事業者とスタートアップとの共同発明や連携事業者の単独発明について、スタートアップへの一方的な帰属を連携事業者が認めなかったとしても、それは排他条件付取引（一般指定第 11 項）や、拘束条件付取引（一般指定第 12 項）や、優越的地位の濫用（独占禁止法第 2 条第 9 項 5 号）とまでは言えない。」と明記していただきたい。それとも、それでさえ場合によっては優越的地位の濫用になる恐れがあるのか。 その理由として、本指針は、特にスタートアップにより活用されることが予期される。しかし、本指針が指摘する「スタートアップ側の法的リテラシーの不足」を前提とするならば、スタートアップが、本条件（スタートアップへの知的財産の帰属および連携事業者に事業領域や期間等の面で一定の限定を付した独占的利用権の設定）が公正取引委員会によりお墨付きを与えられた規定であることを理由に、独占禁止法を盾に条件の変更に応じないケースも出てくると思われる。そのような事態が多発すれば、日本におけるオープンイノベーションの停滞を招きかねない。従って、本指針はできるだけ誤解を生じないような記述にすべきである。 （事業者）	掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると考えられる。」 本指針は、公正取引委員会による実態調査に基づき、独占禁止法上問題となり得る事例を取り上げているものです。 一般論として、連携事業者とスタートアップとの共同発明や連携事業者の単独発明について、連携事業者がスタートアップへの一方的な帰属を認めなかったことのみをもって、直ちに排他条件付取引、拘束条件付取引又は優越的地位の濫用として問題となるとまではいえません。
第 2 の 3 （ 2 ）ウ② 解決の方向	知的財産権をスタートアップに帰属させ、連携事業者が一定の実施権を得ることは、あくまで合理的な利害調整の一例であり、これ以外の適法で合理的な合意を排除する趣旨ではないことが明確となるよう、	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P 2 脚注 9 に追加 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述

原案該当箇所	意見の要約	考え方
性	「例えば」といった文言の追加を御検討頂きたい。 (事業者)	のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると思われる。」
第2の3 (2)ウ② 解決の方向性	特許戦略は個別事情に応じて様々であり、例えば、基本特許となる物質特許を保有しているような場合において、研究費用を負担して外部へ研究委託を行い、基本特許を守るために戦略的に応用特許を取得・保有するといったこともある。このようなことからすると、スタートアップに特許を帰属させることが「重要」と読める記載ぶりは修文すべきである。 (団体)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 P2脚注9に追加 「『各契約の概要並びに問題の背景及び解決の方向性』については、別添詳述のオープンイノベーションの価値軸を基に、知財から生まれ得るキャッシュフローを最大化するための選択肢を示すもの。 掲載されている個別の条項例・考え方等を硬直的に適用するのではなく、当事者が積み上げてきた案件の経緯や互いの背景など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を協力して探ることが、オープンイノベーションの実現に資すると思われる。」
第2の3 (2)ウ② 解決の方向性	AI分野の開発においては、開発成果物を完成させるために連携事業者から提供される情報(AIへ読み込ませるデータ、ノウハウ)の質、量自体に大きな価値がある場合が多く、連携事業者には、競争力維持の観点から、データ、ノウハウの秘密性を保持する局面もあり得る。よって、一律に、開発成果物を非独占的な利用条件とすることを推奨する記載は不適切であり、「非合理である場合がある。」などに修文すべきである。 (団体)	「複数の会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というSaaS型ビジネスモデルにおいて独占的な知的財産権の利用条件を設定した場合、スタートアップとしては管理コストの上昇を吸収するために利用料を高く設定せざるを得ないことになります。しかし事業開始時点の見通しが不透明な状況において事業会社が高い利用料設定に応じることは、ごく例外的な場合(例えば、当該領域を当該事業会社が独占していて、高い収益が約束されており事業会社が高額な利用料をスタートアップに支払える場合)以外は通常考え難いと思われます(以上についてモデル契約書 ver1.0_利用契約書(AI) P8～P9ご参照)。そこで、原案を以下のとおり修正します。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
		AI 分野において「複数の会社からデータの提供を受けて生成したカスタマイズモデルを利用したサービスを、複数の事業会社に提供する」というビジネスモデルを採用する場合は、成果物の利用条件を独占的な内容とすることは、 【ごく例外的なケース（例えば、ある特定事業領域を事業会社が独占していて、高い収益が約束されている等の理由から事業会社が高額な利用料をスタートアップに支払える場合）を除き、】スタートアップ、連携事業者の双方にとって非合理的である。
第2の4 (2) ア① 独占禁止法上の考え方	独占禁止法上の考え方において「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価がスタートアップへの他の支払に反映されているなどの正当な理由がないのに」と記載されているが、「スタートアップへの他の支払い」の「他の」の文意が分かりにくいいため、「取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者が、知的財産権のライセンスが事業連携において提供されるべき必要不可欠なものであって、その対価が<u>スタートアップへの支払</u>に反映されているなどの正当な理由がないのに、取引の相手方であるスタートアップに対し、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請する場合であって、」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	「他の」の意味が不明であるとの御指摘を踏まえ、「当該ライセンスに係る支払以外の支払」に修正します。
第2の4 (2) イ① 独占禁止法上の考え方	「自社のひな型を押し付ける」という文言が使用されているが、スタートアップの法的リテラシーが不足しているかなどは、連携事業者側からは必ずしも明らかではなく、連携事業者としては、スタートアップ側のリテラシー不足に付け込む意思等がない場合であっても、事後的にスタートアップ側がリテラシー不足であり、ひな型を押し付けら	「一方的に、当該スタートアップが開発した技術の特許出願の制限を要請する」ことの例示として、「十分に協議することなく特許取得を禁ずる契約書のひな型を押し付ける」ことを記載しており、これ以上の具体化は困難ですが、相手方との十分な協議の上に相手方が納得して合意していれば、「十分に協議することなく特許取得を禁ずる契約書のひな型を押し付ける」ことにはなら

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	れたとして紛争になる可能性がある。そこで、このような事態を避けるべく、「ひな型を押し付ける」という文言に例示等を加え、具体的にどのようなことを指すのか明確にすべきである。 (団体)	ないと考えられます。
第2の4 (2)ウ	本項に記載された独占禁止法上の考え方の記載内容は、ライセンス契約というよりも、広く共同研究の成果の実施に関する契約についての注意事項と考えられるため、この項目は「4 ライセンス契約」ではなく、例えば「5 その他(契約全体等)に係る問題について」の「(4)取引先の制限」の項において論じた方が、問題となるケースが想起しやすく、また内容も理解しやすくなるのではないかと考えます。 (事業者)	公正取引委員会による実態調査では、ライセンス契約に関連し、スタートアップが、連携事業者により、他の事業者等への商品・役務の販売を制限される事例がみられたことから、本指針の策定に当たっては、ライセンス契約に係る問題として、「販売先の制限」という項目を設けることが、ライセンス契約に係る取引の適正化に資すると考えたものです。
第2の4 (2)ウ排 他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例	事例27について、独占販売店契約において、販売店のテリトリー内においては供給者自身も販売できない旨を定めるとともに、供給者がこれに違反した場合の損害賠償についてあらかじめ定めることは、通常独占禁止法上問題にならないのではないかと考えます。とすれば、本事例は削除するか、より「問題となり得る」ことが分かり易くなるよう改めて頂くことを御検討頂きたい。 (事業者)	事例27について、「市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であるスタートアップに対し、例えば、合理的な範囲を超えて、他の事業者への販売を禁止したり、スタートアップ自らによる販売を制限したりすることは、それによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、排他条件付取引（一般指定第11項）又は拘束条件付取引（一般指定第12項）として問題となるおそれ」があります。
第2の5 (2)②問題の背景及び解決の方向性の整理	連携事業者は、慣習的に業務完了後の対価支払いを希望する場合がありますのではないかと考えます。保有資金が少ないスタートアップに対しては、通常行われているとおり、前払い又はフェーズ毎の支払い等の配慮が必要と見られます。スタートアップ側も、フェーズ毎の支払いとする場合には各支払い時点での中間成果物を納品する等の配慮が必要と見られます。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 「保有資金が少ないスタートアップに対しては、研究成果が出てから事業化に至るまでに、事業会社の事業の進捗に応じて、スタートアップに対して段階的に対価を支払うといったマイルストーン方式での支払いをする等の配慮が必要。」

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
第2の5 (2)②解 決の方向性	「また、連携事業者が、オープンイノベーションに関する税・補助金等関連業務等など、通常の商行為以外で知り得たスタートアップの情報に基づき、報酬の減額についての要求等が行われることも、当該税・補助金等のそもそもの主旨に反する行為であり、望ましいものではない。」との記載について、どのようなケースを想定されているのか、具体的に説明頂きたい。 (個人)	共同実施プロジェクトを推進する政府支援策のうち、一部で各企業が負担する費用の「原価」の開示を求めているものがあります。この過程で得た、スタートアップ側の原価の情報を把握した上で、価格交渉等を迫ることは望ましくないというケースを具体例として想定したものです。
第2の5 (3)①独 占禁止法上 の考え方	独占禁止法上の考え方において「スタートアップと連携事業者が事業連携を行ったにもかかわらず、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任をスタートアップのみが負担する場合には」と記載されているが、例えば連携事業に係る製品をスタートアップが連携事業者に供給する場合に、スタートアップが必要な保険等のリスクヘッジをするのに十分な利益を得られる価格を設定しているようなときに、製品の不具合に起因する損害賠償責任をスタートアップに負わせることは不合理とはいえないと考えられる。 従って、「スタートアップと連携事業者が事業連携を行ったにもかかわらず、事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任を、<u>合理的な理由なく</u>スタートアップのみが負担する場合には」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	「正当な理由」の例示として、「損害賠償責任が事業連携においてスタートアップが負うべきものであって、その損害賠償責任に応じたリスクがスタートアップへの支払に反映されている」場合を挙げており、御指摘の「スタートアップが必要な保険等のリスクヘッジをするのに十分な利益を得られる価格を設定しているような場合」が該当すると考えられます。
第2の5 (3)①優 越的地位の 濫用として 問題となり	事例 34 について、独占禁止法上問題となり得ることがより明確に分かるよう、「h社は、連携事業者から、h社が開発し、連携事業者に納品したシステムを搭載している製品に不具合があった場合には、<u>当該システムに起因するか否かにかかわらず、不具合に関して生じた損害の賠償責任は全てh社にあり…</u>」と下線部のように修正してはどうか。	御指摘を踏まえ、「当該システムに起因するか否かにかかわらず、」と追記します。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
得る事例	(事業者)	
第2の5 (3)①優越的地位の濫用として問題となり得る事例	事例35について、「等倍責任」という言葉について、あまり聞き慣れない用語のため、定義を補足して頂きたい。 (個人)	御指摘を踏まえ、「連携事業者との取引金額を上限とした責任」に修正します。
第2の5 (3)②問題の背景及び解決の方向性の整理	本指針の解決法および、指針案内で紹介されたモデル契約書では、「スタートアップ企業のみが知財責を負わない」や「補償の範囲を制限する」旨が提案されております。 しかしながら、当該提案は事業連携を促進するための方策としては不適当と思慮します。仮に事業規模に大小があったとしても、「スタートアップ企業のみが知財責を負わない」、「スタートアップ企業のみが知財責が軽減される」指針が事業連携の検討のベースとなると、相対的に連携企業側のリスクが大きくなります。その結果、そもそも相手先としてスタートアップ企業を選定すること自体に一定のハードルが生じ、本指針で示した提案がスタートアップ企業との事業連携を阻害する要因となり得ます。 本指針は、企業とスタートアップ企業との事業連携によるイノベーション促進をいかに図れるかに着目し、契約時に生じる問題への解決法を提示することが目的と思慮します。従い、スタートアップ企業・連携企業双方にとってバランスの取れた解決法について再検討いただき、指針で言及を頂きたく存じます。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 特に創業から間もないスタートアップにとって、かかる賠償責任を負うことは資本・人の両面においてリソース不足が明らかであり、直ちに倒産等につながる可能性がある「ため、スタートアップとしては法的リテラシーを高め支払可能額以上の損害賠償を負わないよう契約上の検討をする必要性がある一方で、」連携事業者としてもスタートアップが倒産等してしまうことは自社のイノベーション活動を継続する観点からも避ける必要があることを認識することが重要である。 連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった「双方が納得できる条件を当事者が模索」することが重要である。
第2の5	損害賠償責任の一方的負担に関して、スタートアップであっても事業	頂いた御意見を踏まえ、修正します。

原案該当箇所	意見の要約	考え方
(3) ②問題の背景及び解決の方向性の整理	主体となる場合には、特許保証等の責任を果たす必要はあるものと思われる。また、スタートアップの開発領域については、技術に精通しているスタートアップの側が特許保証を行うことで、連携事業者の開発領域については、当然に連携事業者が特許保証を行うことで、協業全体のリスクを低減できる。なお、スタートアップに特許調査能力が無い又は責任能力が無い場合も考えられることから、連携事業者においても自分事として特許調査や侵害回避の努力が必要と思われる。 (事業者)	「また連携事業者側においても、スタートアップに特許保証の条件を課す場合には、スタートアップに特許調査能力が無い、又は責任能力が無い場合も考えられることから、リスク回避のため自分事として特許調査や侵害回避の努力が必要となる。」
第2の5 (3) ②解決の方向性	解決の方向性について「連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限することを検討する等、双方が納得できる条件を両契約当事者が模索することが重要である。」と修正してはどうか。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった「双方が納得できる条件を当事者が模索」することが重要である。
第2の5 (3) ②解決の方向性	損害賠償条項について「柔軟な判断をすることが重要」との記載があるが、これは単に連携事業者に譲歩を迫る趣旨ではなく、連携事業におけるスタートアップと連携事業者間のリターンの配分に応じた合理的なリスク分担を求めるものであると理解しているが、それが正しければ、その旨がより明らかとなる記載を御検討頂きたい。 (事業者)	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 連携事業者とスタートアップのそれぞれの役割や、スタートアップのリソース等に鑑み、損害賠償責任が発生する条件を一定の場合に制限することや、賠償額そのものを制限するといった「双方が納得できる条件を当事者が模索」することが重要である。
第2の5 (3) ②解決の方向性	「特許保証」を行うリスクが非常に高い旨の記載があるが、スタートアップ側に技術知見があり、連携事業者側にはその技術に関する知見がないような場合、連携事業者側にとっては、特許保証を行ってもらえないことによるリスクが非常に高くなることもあり得る。どちらに知見があるかといった個別事情を加味しなければ「特許保証」自体の	頂いた御意見を踏まえ、修正します。 例えば、「技術知見を持つスタートアップが連携事業者から」第三者の知的財産権の侵害がないことを保証する（いわゆる「特許保証」）ことが求められる場合がある。しかし、特許保証を行うリスクは非常に高い。「技術知見を持つ側が可能な限りの情報を提供した上で、当事者同士でリスクを理解し、双方

原案該当箇所	意見の要約	考え方
	是非は論じることにはできないことから、このような連携事業者側のリスクを踏まえ、本指針の注釈等で、スタートアップ側の方に技術的知見がある場合においては、「特許保証」を結ぶこと自体が不適當とまではいえない旨の記載を加筆すべきである。 (団体)	でリスクを負担することが重要であるものの、」スタートアップと連携事業者の間の適切なリスク分配という観点からは、…。
第2の5 (4) ①独占禁止法上の考え方	共同研究開発の成果物の利用に関して、開発に参加した連携事業者が合理的なりターンが得られるよう、一定期間連携事業者の競合者に対する成果物の販売を制限するようなケースも、独占禁止法上問題になるおそれは小さいと考えられる。ノウハウ等の保護以外にも独占禁止法上問題がないと考えられるケースがあることを示すため、本項の記載を、「連携事業者が、<u>例えば</u>スタートアップの商品・役務に使用された連携事業者のノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合に」と下線部のように修正してはどうか。 (事業者)	原則として独占禁止法上問題とならないのが、「スタートアップの商品・役務に使用された連携事業者のノウハウ等の秘密性を保持するために必要な場合」に限られないのは御指摘のとおりですが、御指摘の情報のみで独占禁止法上の評価をするのは困難です。
第2の5 (4) ①排他条件付取引又は拘束条件付取引として問題となり得る事例	事例37について、「合理的な範囲を超えて、他の事業者への商品・役務の販売を禁止すること」の例示として整合するのかが若干わかりにくい。「販売先・仕入先いずれの制限も同様に問題になり得る」ということであればその旨を記載した方が、誤解が少ないと思われる。 (個人)	御指摘を踏まえ、「スタートアップが、連携事業者により、他の事業者との取引（販売、仕入等）を制限される場合がある」に修正します。
第2の5 (5) ①拘束条件付取引	最恵待遇条件が独占禁止法上問題となり得るのは、連携事業者が市場における有力な事業者である等の場合に限られるのであれば、事例38から事例40においても、それぞれ「市場における有力な事業	本指針において、事例が独占禁止法上問題となり得るのは、その直前に記載された独占禁止法上の考え方を前提としています。事例38から事例40についても、「市場における有力な事業者である連携事業者が、取引の相手方であ

原案該当 箇所	意見の要約	考え方
引として問題となり得る事例	者である連携事業者」によってつけられた条件であること等を明記してはどうか。 (事業者)	るスタートアップに対し、最恵待遇条件を設定することは、それによって、例えば、…市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合には、拘束条件付取引（一般指定第 12 項）として問題となるおそれ」があります。
(別添) ～オープンイノベーションの契約にかかる基本的な考え方～	本指針は、別添の中で、オープンイノベーションにおいてスタートアップと連携事業者の双方において拠り所とすべき「価値軸」として、『スタートアップと事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化すること』を掲げているが、それよりも『スタートアップと事業会社の連携を通じ、双方が共に更なる成長や事業拡大を図れるような Win-Win の関係を構築すること』等を掲げた方が適切ではないか。 (事業者)	スタートアップと連携事業者双方が連携において互いの技術及びビジネスモデルを尊重し、その価値の源泉となる知財等から生み出される事業価値の総和を最大化することが双方のさらなる成長に繋がると考えられます。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。